

参加者 教育委員会:伊藤 守 教育長/夏目 勉 教育部長 /近藤淳広 学校教育課長/守山佑介 指導主事  
知多地方教職員労働組合:佐田京美/榊原賢也/柴田洋子

## 1 基本的重点項目

Q1 令和2年4月1日から法的根拠のある「指針」に格上げされた、時間の上限「月45時間以内・年360時間以内」は、当然守られなければならない指針との認識は？

委 その通り。

Q2 平成30年2月5日に県教委が発出した依頼文の通り、休憩が取れなかった場合は在校時間に計上して記録するよう、各校校長を指導しているか？

委 校長会の折りに実態に応じて記録するように指導している。美浜町が使用しているソフトでは、全てが休憩時間を取れたという一律の設定になっていて、その設定は個人ではさわれないと業者に言われている。休憩時間が取れなかった先生は管理職に申し出るという形で把握するように指導している。

組 申し出があった場合はその時間は労働時間に加算されているのか。

委 その記録は各校で記録し、教育委員会は把握していない。

組 それは教育委員会で把握するところである。健康管理や、加重に労働をしている先生を把握して産業医にかけることもあり、正確な実態を記録できるシステムに替えるべきだ。自分で休憩時間を取ったかどうかを打てるシステムは幾つかの自治体で使われている。県教委に報告する労働時間は、休憩時間を取れない場合はその時間を足すことになっている。ソフト自体を替えてほしい。

委 美浜町はC4thではない。C4thは数千万単位の予算がかかり、それに替えるのは非常に厳しいのが現実だ。

組 C4thに替えることを要求しているわけではない。南知多町は勤革時というソフトを使っている。

委 令和10年に小中一貫校に移行するときに合わせて替えていくことができればよいと考えている。

組 令和10年までこのままで行くのか。教員の働き方が問題になっている今、実態を把握することは

何を置いてもすべきことだ。実態に沿っていない超過労働時間を県に報告しているのは虚偽報告であり処分対象である。先生たちが休憩時間を取れたかどうかを打ち込めるよう考えてほしい。

委 システムは変えずとも何か違う方法でやればよいと考える。

組 教頭に休憩を取れなかったという報告はなかなか言いにくい。本来ならば校長が現認するところを代わりに機器で把握しているわけだが、申し出がなかったからといって休憩が取れていると判断するのは実態と異なり間違っている。

休憩時間が取れなかった場合は、その日のうちに、それもできなかった場合には他の日に休憩時間と同等の時間を確保してほしい。

委 確保するのは教育委員会の判断ではない。校長が適切に判断することだが指導はしていきたい。考え方としては、行事等で明らかにその日は休憩時間を取るのが難しいのであれば、事前に割振りにするが、その日に取れなかったからといってその分を別に日に取るようにというのは考えてない。休憩が取れないこと自体が違法なので、取れるようにしていくのがよい。

組 子どもたちが在校する時間にある休憩時間は、子どもたちに何かあったら駆けつけるという手待ち時間＝勤務時間である。休憩時間は一斉付与の観点から、教員が一斉にいなくなった場合に子どもたちの安心安全は確保できない。誰か代替りの要員がない以上、現状では教員がやるしかなくそれでは法令上の休憩時間とは言えない。休憩時間は校長が「取らせなければならない」ものではあるが実状は取れない。同日の他の時間に替えても子どもたちが在校していたり仕事を継続していたりして、やはり取れないことがほとんどである。お茶を飲むくらいの時間は労基法がいう休憩時間ではない。その日に取れなかった休憩時間は他の日で確保するのが現実的な折衷案だ。

委 意見としては分かるが、教委からは言えない。休憩時間を確保するよということとは当たり前のことである。

Q3 労基法では休憩時間は一斉付与が原則であり、「休憩はあいているときに取ればよい」等の指示は、労基法違反であることを認識しているか？

委 認識している。

Q4 任意団体が編集・発行する「夏休みの友」や「知多の友」等の教材を「買わない」選択権は教員にあるか？

委 選定の判断については教員が行うが、決定は校長が判断する。

組 必要な教材(必要でもない教材)は何かを、現場の教員に聞いてほしい。

Q5 文科省の「兼職兼業の手引き」には「地域部活動の指導を望まない教員に、地域部活動への従事を依頼してはならない」とあるが、その通りに行くか？

委 その通りで考えている。

Q6 部活動指導で兼職兼業を行う場合、各教員の労働時間上限を判断する際の時期や期間をいつにするのか、地域団体での労働時間を合算した全労働時間について誰が責任をもって把握するのか、それに伴う地域団体との情報共有の方法等の指針を定めているか？

委 まだ定めてない。今後検討していく。

部活動の地域移行については、生涯学習課と学校教育課で連携した組織をつくり、準備委員会を立ち上げた。美浜町は「スポーツを核とした町づくり」として町を上げて取り組んでいる。その一環として部活動の地域移行も位置づけている。今年度から3ヶ年の内で地域移行の仕方を決めていこうと行政段階で話し合いを始めたばかり。

## 2 そのほかの話し合い事項

組 学校統廃合の進捗状況は

委 今年度に入って6月に6つの学区で誰でも参加できる住民説明会を行った。昨年10月～1月はワークショップという形で保護者の代表や地域の区長、教育委員、学校の代表で40名くらいの参加で毎月1回計4回開いた。また、区長、P連の会長、母親代表、校長会の代表、教育委員の代表、住民代表が集まった12名で学校再編に関わる検

討委員会をつくっている。昨年度に引き続いてワークショップも考えている。今回は一般公募で関心のある人にも集まってもらい、昨年同様10月から1月まで月1回計4回開く予定。今年度小中一貫校の基本構想をつくる予定だが、それに行政以外の意見を取り入れるためである。

新しい学校の所在地は今のところは未定。

組 住民説明会で統合に反対の意見はないのか。

委 保護者はおおむね理解されていると認識している。あったものがなくなることについては反対意見もある。しかし、遠いからというよりも1クラス10人を切る学年が多くなっていることに対する心配が多い。令和10年度に小中一貫校が始まると小中合わせて全校で1100人くらい。去年生まれて住民登録した人が町全体で72人。これが実態。

組 しっかり町民の意見を聞いて進めてほしい。学校がなくなった地域の活性化プランも合わせて検討を。

組 健康の記録を手書きでやっているようだが、入力してするようにはできないか。

委 使用している校務ソフトでは対応してないのでできない。

組 ラーケーションはどのように進めているか。

委 10月から2日間まで取ることができる。ラーケーションカードに書いて提出してもらおう形で、保護者の判断で取っている。補習など特別な対応はしないと明文化している。

組 手違いで担任からのカードの提出が遅れ、給食がカットできなかった場合には教員に責任があるのか

委 計画ができた段階で早く出してもらい、基本的には手違いが起こらないようにするのが原則だが、万が一の時には教員が弁償ということはない。

組 給食数・費を計算する事務方の人員を雇ってほしい。ラーケーションにかかわらず、教員の仕事ではない。

委 ラーケーションは県発なので、そのために市町が人を雇うことはない。美浜町はラーケーションはやるが、モデル事業ではないので県からの予算はない。

組 未配置の学校はあるか

委 中学校で1名正規の教員は未配置だが非常勤の先生が担っている。

(以上)